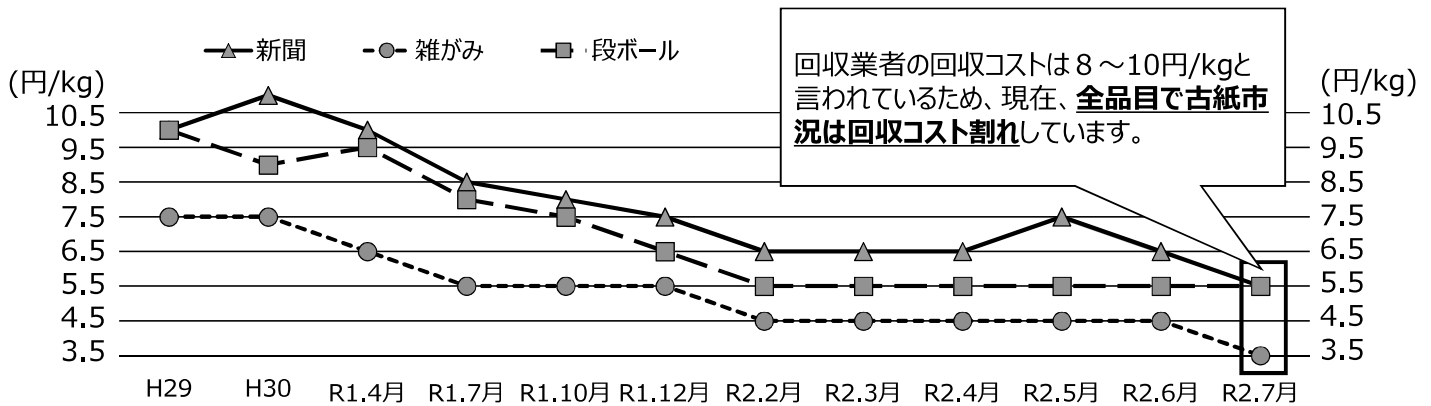


集団資源回収にかかる回収用具譲与の終了について

1. 古紙市況の下落



2. 集団資源回収運動存続に向けた回収用具譲与の終了

回収業者の収入は回収した古紙の売払い収入のみですので、市況が悪化し、収入減に陥ると、回収業者が事業縮小・撤退していきます。

このままでは集団資源回収運動に協力する回収業者が無くなってしまふ恐れがあります。

※ 横浜市では昨年12月に18区中11区で集団資源回収が停止する事態となりました。

集団資源回収を今後も継続するために、**回収業者への回収費用の一部を「協力金」として補填することを検討**しています。

つきましては協力金支給の元手とさせていただくため、平成7年から20年以上経過し、すでに多くの団体の皆様にご活用いただいたと考える、**リヤカー、台車、一輪車、空き缶圧縮機**の譲与は令和2年度を最終年とさせていただきます。

3. 今年度（令和2年度）における物品譲与の内容

1. 申請期間

11月2日（月）～11月30日（月）

2. 配布数

品目	配布数
リヤカー（アルミ）	90
台車（小型）	100
一輪車	60
空き缶圧縮機	20

※多くの団体に配布を可能とするため、単価の高いリヤカー（スチール）と台車（中型）は令和2年度から譲与終了となります。
※多数の場合抽選により譲与団体を決定します。
※譲与はいずれかの1品目となります。

3. 申請方法

新型コロナウイルスの影響を考慮し、**郵送申請可能とします（各区の窓口を持参も可）**。

※ 郵送の場合申請期間末日までの消印がなされたものを有効とみなします。

※ **詳細及び申請用紙は全登録団体に対し、10月末に手紙を郵送**します。

【担当】

新潟市環境部廃棄物対策課 佐藤、伊藤
電話：025-226-1407